

# 高松市立下笠居小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等に向けた基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

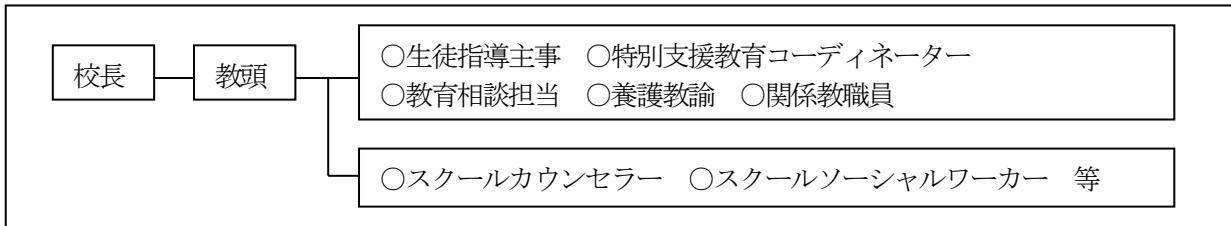
しかし、いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得ることから、本校においては、以下に定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みたい。

- ① いじめの根絶に向けて、全児童、全教職員、全保護者が協力して、いじめを許さない、見逃さない風土をつくり上げることができるよう啓発に努める。
- ② 児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、共感的な人間関係を構築するための教育活動を推進する。
- ③ 様々な手段を講じることで、いじめの早期発見に努める。
- ④ いじめの早期解決に向けて、当該児童の安全を確保しつつ、学校や家庭、専門家、各種団体が協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導を行い、見守る。
- ⑥ すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。

## 2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は以下の通りである。なお、必要に応じて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー等の専門家も参加する。

### 【いじめ防止対策委員会】



## 3 本校におけるいじめ防止のための取組

(1) いじめを許さない、見逃さない風土をつくり上げるための取組

### ① 道徳教育及び絆月間

いじめの未然防止や生命尊重に向けて、道徳教育を推進するとともに、5月は道徳教育や月目標などを通じて、言葉遣いを重点的に見直す月間、11月を絆月間とし、仲間づくりのための取組を重点的に行う。

### ② 人権感覚を磨く指導

いじめの原因の一つとして違いを認められないという人権意識の欠如が挙げられる。他者と違うところがあるというだけで、いじめられる場合もある。そのため、人間は違っているのが当たり前であり、だからこそかけがえのない存在であるということを普段の学校生活の中で、折りに触れて指導するように努める。その際には、違ってよいこと（＝その人らしさや個性）と、違っていけないこと（＝みんなが守るべきこと）について児童が理解を深められるように努める。

### ③ ありがとうの日（道徳の日）

毎月3～9日を「ありがとうの日」と位置付け、感謝の気持ちを児童・教職員・保護者・地域の人々に伝えることで、心の連携を図る。

### ④ インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(2) 児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、共感的人間関係を構築するための取組

### ① 児童が学び合い、自他のよさを認め合える学習指導

学習時間は、学校生活の中で最も長い時間を占めるものであり、学習が「分かる」「できる」と思えるか否かは、児童の心理に大きな影響を与える。そのため、学習指導を行うに当たっては、一人一人の児童にとって意欲的に学習し、活躍の場になるように努める。

また、学習時間は仲間づくりの時間でもある。個々の児童の考えや取組が、友達から認められることでより自己肯定感を高め、共感的な人間関係を構築することができる。そのため、学習指導に当たっては、児童が互いに学び合い、自他の良さに気付き、認め合える場となるように努める。

## ② けんかやもめ事等から教訓を学び取りながら高めていく学級経営

いじめは、多くの場合小さなけんかやもめ事、悪口などをきっかけとし、それが積み重なって重大化していく。そのことから、学級経営に当たっては、些細だと思われるけんかやもめ事、悪口に対しても、なぜ傷つく人が出るようになったのか、その原因を見つめ直し、誰も傷つかない具体的な方法について考え、それを学級全体で学び取った大切な約束として共有できるように努める。

## ③ 自他のよさを認め合うための場の設定

自他のよさを言葉にして伝え合う場は学習指導以外の場面においても可能である。生活目標に対するよい取組を紹介し賞賛する児童集会や、また帰りの会での「よいところ探し」などがそれに当たる。児童が互いの存在を意識し、気付いたよさを紹介・賞賛し合うことで共感的な人間関係が構築できるように努める。

## (3) いじめの早期発見のための取組

### ① 日常的な観察

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努める。毎月、気になる事案については教職員で情報共有し、全体で対応を行う。

### ② アセス（学校環境適応感尺度）といじめアンケートの実施

アセス（学校環境適応感尺度）を年2回、いじめアンケートを毎月実施することで、児童の心の状態や変化をより客観的に把握し、いじめの早期発見に努める。

### ③ 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口について周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、教職員による教育相談を実施する。

## (4) いじめへの早期対応と早期解決のための取組

### ① いじめを認知した時の対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・ いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会において情報を共有し、対応策を検討する。その上で、生徒指導主事がいじめに関する情報や対応策について全教職員に周知し、チームとして対応できるようにする。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実確認をする。
- ・ 事実確認後の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

### ② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友達、教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

### ③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめた児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように指導する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、いじめられている児童を徹底的に守り通すという観点から、警察署と連携して対応する。

#### ④ 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ 全体指導を行うに当たっては、関係児童のプライバシーに配慮して指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるように指導する。
- ・ すべての児童が、かけがえのない存在であることを認識し、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

### 4 重大事態への対処

#### ① 報告

いじめにより、生命、身体、及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会へ報告する。

#### ② 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行った時には、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を提供する。

### 5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図り、チームとして対応できるように努める。

### 6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。